

京都市環境保全資金融資規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年4月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第7号

京都市環境保全資金融資規則の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「の各号」、「(以下「融資申込書等」という。)」及び「各3通(京都信用保証協会の保証を提供する場合は、各4通)」を削り、同条第3号中「第13条第1項」を「第13条第2項」に改め、同条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

第12条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に、「適格と認めるときは融資申込書等を融資実施機関に送付し、不適格と認めるときはその旨」を「その適否」に、「当該申込者」を「融資実施機関(市長が適格と認めた場合に限る。)」及び当該申込みをした者(以下「申込者」という。)」に改め、同条第2項中「の規定により送付された融資申込書等に基づき、すみやかに」を「の書類の提出を受けたときは、速やかに」に、「融資適格・不適格通知書」を「文書」に、「当該申込者」を「申込者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 申込者は、市長が適格と認めた旨の融資適格・不適格通知書の送付を受けたときは、融資実施機関が必要と認める書類を当該融資実施機関に提出しなければならない。

第13条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第14条第1項中「前条」を「前条第2項」に、「当該申込者」を「申込者」に改め、同条第2項中「融資資金交付通知書(第5号様式)」を「文書」に改める。

第15条中「前条」を「前条第1項」に、「第6号様式」を「第5号様式」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第11条関係）

京都市環境保全資金融資申込書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)  電話 - ⑩

京都市環境保全資金融資規則第11条の規定により融資を申し込みます。

借入申込金額	円		
据置期間	年 月	償還期間	箇月
金融機関	銀行 本店 (取引関係 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) 信用金庫 支		
融資の種類別	<input type="checkbox"/> 設備資金 <input type="checkbox"/> 低公害自動車購入資金 <input type="checkbox"/> 移転資金 <input type="checkbox"/> フロンガス対策資金 <input type="checkbox"/> アスベスト対策資金 <input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備資金		
資金の用途			
環境の保全に要する総経費	円	自己負担の経費	円
工場又は事業場の所在地			
資本金	円	従業員数	常時 人 臨時 人
創業又は設立の時期		業種	
営業経歴		(取扱品目)	
納税状況	年	年分	名義
	総所得金額	千円	
	所得税額又は法人税額	円	<input type="checkbox"/> 完納 <input type="checkbox"/> 未納
	市民税額	円	<input type="checkbox"/> 完納 <input type="checkbox"/> 未納

注 該当する  には、レ印を記入してください。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第12条関係）

適 格  
融 資 通 知 書  
不 適 格

様	年	月	日
京都市長			印

京都市環境保全資金融資規則第12条第1項の規定により通知します。			
融 資 の 適 否	<input type="checkbox"/> 適 格		<input type="checkbox"/> 不 適 格
借入申込金額	円		
据 置 期 間	年	月	償 還 期 間 箇月
融 資 の 種 別	<input type="checkbox"/> 設備資金	<input type="checkbox"/> 低公害自動車購入資金	
	<input type="checkbox"/> 移転資金	<input type="checkbox"/> フロンガス対策資金	
	<input type="checkbox"/> アスベスト対策資金	<input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備資金	
不 適 格 の 理 由			

注 該当する□には、レ印がしてあります。

第5号様式を削り，第6号様式を第5号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成16年5月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市環境保全資金融資規則の規定は，この規則の施行の日以後に融資の申込みがなされる融資資金について適用し，同日前に融資の申込みがなされた融資資金については，なお従前の例による。

(環境局環境政策部環境管理課)